

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和4年4月8日付けで不存在を理由として行った公文書不開示決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和4年3月11日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し、実施機関は、本件開示請求については、審査請求人が本件開示請求書に記載した内容では、公文書の特定ができず、不十分であるとして、令和4年3月17日付けで、条例第8条第2項の規定に基づき、公文書開示請求書の補正依頼を審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和4年4月4日付けで、本件開示請求については、「〇〇〇の2枚目以降ノーカーボンコピーの原本で、2枚目に署名押捺がなく供述調書甲に署名捺印をさせたので、2枚目に署名押捺がない状態の偽造する前の原本」であるとの補正（以下「本件補正」という。）を行った。
- (4) これを受け、実施機関は、本件開示請求については、該当する公文書は作成しておらず、存在しないとして、令和4年4月8日付けで、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (5) 審査請求人は、埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、令和4年4月13日付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (6) 当審査会は、本件審査請求について、令和5年7月6日に諮問庁から条例第24

条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由

開示請求に対する決定に不服があり、審査請求する。

(3) 反論書の趣旨

本件処分に対して審査請求する。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求に該当する公文書が存在しなかったことから、本件処分を行ったものである。

なお、「〇〇〇の2枚目以降」については、訴訟に関する書類であり、条例の規定は適用されないものとして、別に公文書不開示決定を行っている。

審査請求人は、本件開示請求時並びに本件補正時において、公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項について、実施機関からの調整及び確認に応じることなく、およそ公文書を特定するために必要な事項とはいえない内容を本件補正書に記載し、実施機関が公文書の特定を容易にできるような協力を一切行うことはなかった。

公文書の特定について審査請求人から協力を得られないことから、本件補正書の内容のみにて本件開示請求に係る公文書の特定をせざるを得なかったため、審査請求人の求める公文書は、当該交通反則切符の2枚目以降及びそれ以外の本件開示請求に係る文書と判断したものである。

よって、実施機関は、当該交通反則切符以外の本件開示請求に係る文書について、本処分をしたものである。

審査請求人は、本件処分に対して審査請求を求めるのであれば、まず実施機関が公文書の特定を容易にできるよう協力するべきである。

なお、審査請求人は審査請求書において、「不備不服で審査請求する」のほか、意見を記載しているが、本件審査請求に係る内容ではないことから、実施機関はこれについての意見は述べない。

5 審査会の判断

(1) 本件処分について

本件処分は、本件開示請求に対し、公文書が存在しないことを理由として行った公文書不開示決定である。

実施機関は、本件開示請求の対象となる公文書は不存在である旨、主張する。

これに対し、審査請求人は、本件開示請求に対する決定に不服がある旨、主張し、本件処分の取消しを求めている。

そこで、以下、実施機関が行った本件処分の違法性及び不当性について検討する。

(2) 本件処分の違法性及び不当性について

実施機関は、本件補正書に記載された「〇〇〇の2枚目以降」について、本件開示請求に係る特定の告知書番号と同一番号の交通反則切符の一部であることを特定している。

交通反則切符は、交通反則通告制度の下で用いられる書式である。具体的には、交通反則告知書等が5枚1組で綴られており、反則者氏名、反則日時、反則場所、反則事項・罰条、反則行為の種別等が複写式で記載されることになっている。また、5枚のうち1枚目は交通反則告知書・免許証保管証、2枚目以降は交通事件原票等となっている。

そして、車両等の運転者は、自身が反則行為を犯したことを認める場合は、交通反則切符の2枚目、交通事件原票にある供述調書甲の欄に記載された「私が上記違反したことは相違ありません。事情は、次のとおりであります。」の箇所（以下「当該箇所」という。）に、署名及び押印、若しくは指印（以下「署名等」という。）

するものである。そのため、車両等の運転者は、自身が反則行為を犯したことを認めない場合は、当該箇所、署名等する必要はない。

なお、車両等の運転者が、交通反則切符に自ら記載する箇所は、当該箇所のみであり、当該箇所に記載された内容が、2枚目以降の書類に転写される仕様にもなっていない。

本件開示請求に係る公文書は、「〇〇〇の2枚目以降ノーカーボンコピーの原本で、2枚目に署名押捺がなく供述調書甲に署名捺印をさせたので、2枚目に署名押捺がない状態の偽造する前の原本」であるが、交通反則切符の書式は上記のとおりであり、本件開示請求に係る公文書は不存在であるという実施機関の説明は、必ずしも不自然、不合理なものではない。

その他、本件開示請求に係る公文書が存在していると認めるに足りる事情も伺えない。

よって、本件処分に違法性は認められず、また不当性も認められない。

(3) 結論

以上から、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

当審査会において、本件審査請求書を見分したところ、「審査請求の趣旨及び理由」の記載が不十分であることが認められた。

諮問庁は口頭による審査請求書の内容確認を行っているが、今後同様の事例が生じた場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「行服法」という。）第23条に基づく審査請求書の補正を審査請求人に命じ、提出された書面により審査請求人の意思確認を行うという、行服法の規定に則った対応が望まれる。

（答申に関与した委員の氏名）

土田 伸也、石田 若菜、石塚 洋一

審議の経過

年 月 日	内 容
令和5年 7月 6日	諮問(諮問第345号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和5年 8月 1日	審議 (第三部会第176回審査会)
令和5年10月10日	審議 (第三部会第177回審査会)
令和5年11月 7日	審議 (第三部会第178回審査会)
令和5年12月20日	審議 (第三部会第179回審査会)
令和6年 1月30日	答申